

こころの健康観察システム使用料 調達仕様書

1 概要

小学校低学年の児童でも、自分の気持ちとその理由を分かりやすい画面遷移で先生に伝えられるよう、こころの健康観察システム（以下「本システム」という。）を導入することとしており、それに必要なソフトウェア等を調達するものである。

2 賃貸借対象物品等

(1) こころの健康観察システム（発注数／79校分）

例示品「(株) 文溪堂製 ここタン」のソフトウェアを用意すること。必要な機能要件は別紙1のとおり。

- ・例示品以外を選定した場合、別紙1の機能要件を満たすことを示すもの（商品及び仕様詳細の分かるカタログ等並びに機能要件の各項目に対応する画面ハードコピー）を令和6年5月20日（月）正午までに別記担当あてに提出し、了承を得ること。提出する際には、同等であることを示す箇所（仕様の各項目に対応する箇所）を明示すること、また、カタログ等は、内部資料ではなく、一般に公開されているものであること。

(2) 動作環境及び利用方法

- ①受注者が用意するデータセンター等（受注者が保有する既存の設備を想定している。）からSaaS形式で提供し、本市小中学校から利用可能とすること。本市小中学校の一覧は別紙2のとおり。
- ②児童生徒の個人情報等を扱うため、①のデータセンター等の設備については、人口20万人以上の地方公共団体の教育委員会に対し、過去5年間校務系または学習系の情報サービスを継続して問題なく提供した実績があるものとする。
- ③提供するサービスの利用はSSL暗号化通信技術を用いて行うこと。
- ④クライアントOSはWindows10以降、Chromebookで動作すること。（参考：児童生徒、教職員のクライアントPCは【日本ヒューレット・パッカード（株）製】Chromebook x360 11 G3 EEであり、台数は37,813台である。ただし、これ以外のWindows10以降、Chromebookでも動作可能であること。）
- ⑤ブラウザを利用したWebアプリケーションとして全ての機能が利用できるシステムであり、ブラウザはMicrosoft Edge・Google Chrome・Safariで利用できること。

(3) 保守

メーカー保証を付加し、メーカーによるソフトウェアのバージョンアップ対応、製品サポート対応、技術情報提供を随時実施可能とすること。

3 スケジュール

試行期間と本格運用期間があり内容は以下のとおり。

期間	時期	内容
試行 (R6.7～R6.12)	令和6年7月～8月	環境構築、デモ・研修環境での研修開催（本調達とは別契約）
	令和6年8月26日	本番環境での試行開始（本システムを全校で利用開始）
本格運用 (R7.1～)	令和7年1月1日	本格運用開始

こころの健康観察システム使用料 調達仕様書

4 ソフトウェア使用期間

令和6年7月1日から令和9年12月31日まで

ただし、月額使用料は試行期間に対しては支払わないこととし、本格運用開始以降の令和7年1月から令和9年12月までの36か月間に対して支払うこととする。

(翌年度以降の契約)

(1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る金沢市の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、金沢市はこの契約を変更し、又は解除できる。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

(2) 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならない。

5 納入場所

金沢市教育委員会 学校指導課（金沢市柿木島1番1号）

6 環境構築業務について

- ・ 本システムを受注者が用意するデータセンター等（受注者が保有する既存の設備を想定している。）からSaaS形式で提供するための環境構築業務について、本調達の受注者と別途契約を予定している。ただし、本規定は当該業務の契約締結を保証するものではない。また、当該業務の契約締結を行わないことにより、受注者に生じた損害に関して、本市はいかなる責任も負わないものとする。
- ・ 環境構築業務について別途契約する場合、当該経費（税込）は、本業務契約月額（税込）の140%以内とし、この金額で環境構築業務を完遂できない場合、本調達に参加してはならない。
- ・ 令和6年8月25日までにすべての本市小・中学校において本システムを正常に利用可能とすることとしている。

7 その他

- (1) ソフトウェアについては、十分に検証を実施したものを納入すること。また、万が一、初期不良が発生した際は、速やかに対処すること。
- (2) 本業務を通じて取得した情報は本業務以外に使用しないこと。また、第三者へ提供しないこと。
- (3) 受注者は、本契約の賃貸借が終了したソフトウェア等については、廃棄に要する処理費用及び搬出するために必要な全ての経費について、全て受注者が負担すること。また、本業務を通じて取得した情報を受注者側において復元不可能な方法で完全に消去すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。

担当

金沢市教育委員会学校指導課

浅野、吉田

gakkou_k@city.kanazawa.lg.jp

機能要件	
1.児童生徒の傾向把握	
1	児童生徒は午前と午後の2回こころの様子(5段階評価)を回答できること。なお、午前については体調(選択式)も回答できること。
2	児童生徒の操作画面は午前と午後で自動的に背景が変わり、一目で午前または午後の回答であることがわかる仕組みを有すること。
3	児童生徒の体調やこころの样子の回答は、クリックまたはタップのみの操作で完了できること。
4	児童生徒の操作メニューは、英語や中国語など多言語対応していること。
5	児童生徒は、自身が入力した履歴を月ごとに一覧表およびグラフで確認できること。
6	児童生徒が表示したグラフ上には、午前と午後を選択した履歴と、それぞれの平均値が表示できること。
7	教職員は、クラスごとの体調と、午前と午後のこころの様子が一覧で確認できること。
8	一覧表で閲覧した場合、こころの样子の数値の上下が印や色で示され、明確に把握できる仕組みを有すること。
9	クラス別に表示した際は、座席レイアウトが表示され、クラス内の各児童生徒のこころの様子が座席レイアウト上に表示されること。
10	登録されているこころの様子から、特定の様子で絞り込んで表示することができること。
11	こころの様子にかかわらず、注視する児童生徒を設定できること。
12	こころの样子の変動が午前と午後で-2以下や、注視の児童生徒のみを絞り込んで表示することができること。
13	こころの様子について、クラスの平均スコアを2週間・1ヶ月・1年間を切り替えてグラフ表示することができること。
14	管理職は、全学級、全児童生徒のこころの様子を閲覧することができること。
2.相談機能	
1	児童生徒は、相談したい内容、相談したい先生を選択して送信できること。 相談したい内容は、学校のこと・友達のこと・家のこと・その他から選択できること。
2	児童生徒の相談の送信は、クリックまたはタップのみの操作で完了できること。
3	児童生徒は、相談を送信した後に送信をキャンセルできること。
4	教職員は、クラスごとの相談件数が一覧で確認できること。
5	教職員は、相談への対応状況(未対応・対応中・対応済み)をクラスごとの一覧で確認できること。
6	教職員は、自身へ送信された相談の件数や児童生徒名、対応状況が確認できること。
7	相談の発生日・更新日・対応状況状況・対応数・声掛数などが一覧で表示できること。

機能要件

8	児童生徒から相談が送信されている場合、該当の座席レイアウトにアラートが表示されること。
9	対応履歴が一覧で表示できること。対応履歴には、写真などの画像も合わせて登録することができること。
10	対応履歴は、相談したいことのカテゴリや対応者、状況などで絞り込みができること。
11	共有の設定をされた教職員は、全児童生徒から送信された相談を閲覧でき、対応状況の確認、対応履歴の入力を行うことができること。
12	共有の設定をされた教職員は、自身以外へ送信された相談の件数や児童生徒名、対応状況を確認できること。
13	児童生徒から送信された相談は、児童生徒自身または管理職により対応完了のステータスを設定できること。

3.設定・運用

1	クラスの追加・削除の操作を任意に行うことができること。
2	児童生徒が相談する教職員の選択肢を任意に設定することができること。
3	管理者は任意の教職員に対して、学年・クラスの情報を閲覧できる共有設定を行うことができること。
4	児童生徒や教職員等の名簿は、Excelから一括で追加・編集ができること。
5	児童生徒や教職員等の名簿情報は、校務支援システムとExcelなどを介して連携することができること。
6	教職員ごとに閲覧できるクラスの設定ができること。
7	こころの様子や体調が表示される座席レイアウトは、縦10席×横10席まで設定できること。 座席を非表示にすることができ、通路などを表現できること。
8	児童生徒が入力できる曜日や操作可能時間を任意に指定できること。
9	学校以外の相談センターなどの連絡先を児童生徒の操作画面に設定しておくことができること。
10	年度更新により進級処理ができること。
11	教育委員会のアカウントでは全ての学校のこころの样子の入力数が把握できる仕組みを有すること。
12	教育委員会のアカウントでは、自治体内の全ての学校の傾向や、相談内容を閲覧できること。
13	専用アプリのダウンロードの必要なく、システムの利用ができること。

■ 小学校

No	学校名	所在地
1	泉	弥生1-26-1
2	中村町	中村町26-12
3	十一屋	十一屋町3-45
4	泉野	緑が丘4-64
5	犀桜	菊川1-2-15
6	小立野	小立野4-7-7
7	兼六	兼六元町7-15
8	中央	玉川町2-1
9	芳齋分校	芳齋2-3-8
10	長田町	長田1-5-40
11	明成	瓢箪町5-48
12	諸江町	北安江2-25-1
13	森山町	森山2-13-50
14	浅野町	京町35-1
15	小坂	小坂町中142
16	千坂	千木1-125
17	夕日寺	東長江町に17
18	大浦	大浦町又87
19	浅野川	須崎町チ42
20	鞍月	南新保町リ27-1
21	栗崎	栗崎町へ78
22	大野町	大野町1-15
23	金石町	金石北4-1-1
24	大徳	松村6-200
25	戸板	戸板1-1
26	緑	みどり1-166
27	押野	八日市1-176
28	米丸	東力町ニ155
29	三馬	久安6-154
30	富樫	山科3-6-60
31	額	額乙丸町イ41
32	内川	別所町キ18
33	犀川	末町2-148
34	湯涌	湯涌荒屋町23
35	田上	田上の里2-1
36	医王山	二俣町さ21
37	森本	南森本町イ111
38	花園	今町又34
39	不動寺	不動寺町イ33
40	三谷	宮野町ニ277
41	南小立野	涌波2-5-1
42	伏見台	窪5-335
43	扇台	馬替1-34
44	木曳野	木曳野1-1
45	三和	矢木1-74
46	長坂台	長坂3-14-1
47	新神田	新神田1-10-58
48	西南部	八日市出町304
49	米泉	米泉町4-133-2
50	四十万	四十万3-186
51	西	駅西新町3-15-1
52	安原	福増町北1087
53	杜の里	若松町3-282
54	朝霧台	田上本町4-28

□ 中学校

No	学校名	所在地
1	泉	弥生1-26-1
2	野田	若草町1-23
3	城南	城南1-24-1
4	紫錦台	飛梅町3-30
5	兼六	田井町12-12
6	長町	長町1-10-35
7	芳齋分校	芳齋2-3-8
8	高岡	新神田1-10-1
9	鳴和	鳴和2-10-60
10	長田	二宮町1-1
11	浅野川	諸江町下丁388
12	金石	金石東1-13-1
13	芝原	湯涌荒屋町23
14	西南部	新保本1-149
15	内川	別所町キ18
16	犀生	末町10-4
17	医王山	二俣町さ21
18	森本	弥勒町ヨ22
19	額	額乙丸町イ7
20	高尾台	高尾台1-128
21	緑	みどり2-3
22	港	近岡町217
23	北鳴	小坂町北95
24	大徳	観音堂町ト35
25	清泉	泉本町3-3

仕様書

1 概要

小学校低学年の児童でも、自分の気持ちとその理由を分かりやすい画面遷移で先生に伝えられるよう、こころの健康観察システム（以下「本システム」という。）を導入することとしており、その際に本システムを本市小中学校で利用可能とするために必要な環境構築を実施するものである。

2 件名

こころの健康観察システム環境構築業務

3 業務期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

4 業務要件

(1) 初期環境構築

- ・ 本調達とは別の、こころの健康観察システム使用料の調達にて本市が取得した本システムに対して、本市小中学校において利用可能とするために必要なすべての作業を実施すること。これは5(2)①のデータセンター等の設備に関するものに限らず、本市小中学校において作業する必要がある場合も含む。
- ・ 6. スケジュールのとおり、デモ・研修用環境及び本番環境を構築すること。
- ・ 発注者が提供する児童生徒の一覧を使って本システムへのユーザー登録を実施すること。

(2) 問合せ業務

構築したデモ・研修用環境及び本番環境に対し、問合せ等に対応すること。

(3) 研修業務

小中学校の教職員に対し、本システムの使用方法等に関する研修を次のとおり開催すること。

開催日時：本市小中学校の夏休み期間中の1日間で1時間30分程度

詳細な日時は受注後に学校及び受注者との調整を通じて決定する。

方式：Zoomによるオンライン研修

5 本システムについて

(1) こころの健康観察システム

「(株)文溪堂製 ここタン」を利用する。

(2) 動作環境及び利用方法

- ①受注者が用意するデータセンター等（受注者が保有する既存の設備を想定している。）からSaaS形式で提供し、本市小中学校から利用可能とすること。本市小中学校の一覧は別紙1のとおり。

- ②児童生徒の個人情報等を扱うため、①のデータセンター等の設備については、人口20万人以上の地方公共団体の教育委員会に対し、過去5年間校務系または学習系の情報サービスを継続して問題なく提供した実績があるものとする。
- ③提供するサービスの利用はSSL暗号化通信技術を用いて行うこと。
- ④クライアントOSはWindows10以降、Chromebookで動作すること。(参考：児童生徒、教職員のクライアントPCは【日本ヒューレット・パッカード(株)製】Chromebook x360 11 G3 EEであり、台数は37,813台である。ただし、これ以外のWindows10以降、Chromebookでも動作可能であること。)
- ⑤ブラウザを利用したWebアプリケーションとして全ての機能が利用できるシステムであり、ブラウザはMicrosoft Edge・Google Chrome・Safariで利用できること。

6 スケジュール

- 令和6年7月末まで デモ・研修用環境の構築完了
- 令和6年8月19日まで 本番環境の構築完了
- 令和6年8月26日 本番環境での試行期間開始(全校で利用)
- 令和6年12月31日まで デモ・研修用環境、本番環境に関する問合せ対応等支援

7 納入成果物

- (1) 運用保守に必要な手順書、マニュアル等
- (2) 本システムへのログイン情報一覧
- (3) 研修資料

8 その他

- (1) 本業務を通じて取得した情報は本業務以外に使用しないこと。また、第三者へ提供しないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。